令和元年10月1日改正:令和3年2月1日

循環社会推進課

産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業許可に係る 繰上げ許可に関する取扱要領

1 趣旨

この取扱要領は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。) に規定する産業廃棄物処理業許可又は特別管理産業廃棄物処理業許可を受け た事業者が、当該許可の有効年月日の到達を待たずに更新許可を受けることを 希望する場合(繰上げ許可を希望する場合)の取扱いを定めるものである。

2 繰上げ許可について

事業者等が法第14条第2項に基づく産業廃棄物収集運搬業更新許可、第14条の4第2項に基づく特別管理産業廃棄物収集運搬業更新許可、第14条第7項に基づく産業廃棄物処分業更新許可又は第14条の4第7項に基づく特別管理産業廃棄物処分業更新許可申請を行う場合、別添様式に必要事項を記入して添付することにより、許可の年月日を繰り上げて許可を受けることができるものとする。この場合、許可の有効年月日は更新許可を受けた日から5年(優良産廃処理業者認定を受ける場合は7年)とする。

なお、原則として決裁権者の決裁を受けた日を更新許可日とするが、申請者から更新許可日の希望日を聴取した場合において、事務処理上対応が可能な場合に限り、例外的に申請者の希望日を更新許可日とすることもできる。

3 許可証の「許可の更新又は変更の状況」の表記方法

以下の表記例を参考にすること。ただし、優良産廃処理業者認定を同時に行う場合は、「○○業更新許可(優良基準適合認定)」と表記し、繰上げ許可であることを表記しないこと。

(表記例)

4. 許可の更新又は変更の状況 令和元年6月5日 産業廃棄物収集運搬業更新許可(繰上げ許可)

- 4 優良産廃処理業者認定を伴う繰上げ許可を行う場合の遵法性に係る基準 初めて優良産廃処理業者認定を受ける場合は、「申請日前5年間に特定不利 益処分を受けていないこと」、既に優良産廃処理業者認定を受けている場合は、 「申請日前7年間に特定不利益処分を受けていないこと」を基準とする。
- 5 申請者への指導事項等

繰上げ許可を行った場合は、許可証交付時に従前の許可証を回収し、シュレッダー等で適切に廃棄すること。